**木材利用システム研究会**

**名誉会員候補者推薦書**

　　　　提出日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **候補者** | 氏名（ふりがな）　 | （　　　　　） |
| 所属・役職 |  |
| 所属等の連絡先 | 住　所： 電　話：メール： |
| 自宅連絡先 | 住　所：電　話：メール： |
| **主な経歴** | （最終学歴）（主な職歴）（その他の職歴、委員会等委員） |
| **学位・賞罰** | （学位）（受賞） |
| **主な業績** | 研究業績（論文、その他の研究業績、書籍等出版物など）、産業財産権（特許権など）、社会貢献について記述してください |
| **推薦理由** |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **推薦人** | 氏名（ふりがな）　 | （　　　　　　） |
| 所属・役職 |  |
| 連絡先 | 住　所：電　話：メール： |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事務局記入欄** | 候補者の研究会への貢献および役割とその期間 |  |
| その他 |  |

**木材利用システム研究会会則**

（名誉会員に関する条項）

**【名誉会員の区分について】**

第2章第4条3項（4）に基づき、「木材利用システム学の発展に特に貢献し、当研究会の名誉会員とする意義がある者」で議決権を有しない。

**【名誉会員の認定の手続き】**

第2章第4条6項に基づき、名誉会員は、理事会でその被推薦者を決定し、総会での承認を経て、本人がその推薦を承諾した場合に就任する。この手続きは、次の各号に従うものとする。

（１）理事会は、年 1 回以上、名誉会員に推薦されるべき者（以下、「名誉会員候補者」という。）を、会員に対し公募しなければならない。このとき、理事による推薦を妨げない。

（２）理事会は、第２条第 3 項（４）に基づき、名誉会員候補者を審査し、必要と認められる場合は、名誉会員の被推薦者を総会の審議事項として起案しなければならない。

**【名誉会員の責務と権利】**

第2章第4条7項に基づき、名誉会員は、次の各号に挙げる責務と権利を有する。

（１）本会ならびに木材利用システム学の発展に努めること。

（２）名誉会員の氏名をホームページ、広報等、本会が発行する媒体に掲載されること。

（３）名誉会員の論文、著書、名刺、その他講演等の対外発信において、名誉会員の称号を使用できること。

＜提出先＞

木材利用システム研究会事務局（担当：長坂、知念）

〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1

7号館B棟438室

東京大学大学院農学生命科学研究科

木材利用システム学寄付講座内

Tel：03-5841-7506　Fax：03-5841-0915

Email：info@woodforum.jp